

⊘ 違反是正

管内情勢

宮崎県は九州の東南端にあり、日向市はその北東部に位置する港街です。国の重要港湾「細島港」を擁し、昭和39年には新産業都市の指定を受け、以来、宮崎県における産業開発の拠点として重要な役割を担い、港湾工業都市として発展を続けています。さらに、日向市美々津七ツバエから大分県佐賀県までの70km余りにわたってリアス海岸が続くこの一帯は、日豊海岸と呼ばれ昭和49年に国定公園に指定され景観が守られています。なかでも日向岬周辺は特に美しい海岸が続き、一年中観光客でにぎわっています。

当消防本部は、日向市・門川町の1市1町で構成され、管内人口79,282人（2月現在ホームページより）、管轄面積457.4km²です。

日向市は、平成28年12月1日から「リラックス・サーフタウン日向プロジェクト」を開始しました。このプロジェクトは、お倉ヶ浜や金ヶ浜などの全国有数のサーフスポットとあわせて、美味しい食べ物、素晴らしい文化などを全国に発信し、交流人口や移住者を増加させることを目的としています。今後は、「ヒュー！日向」ホームページやインスタグラム等で情報発信しながら、「リラックス・サーフタウン日向」として、全国に広

消防法第17条第1項違反の 複合用途防火対象物に係る 違反処理事例

宮崎県日向市消防本部予防課



く知ってもらうことを目指していきます。ぜひ一度、「ヒュー！日向」ホームページとPR動画「Net surfer becomes Real surfer」をご覧ください。

消防本部の組織と予防業務体制

当消防本部は、1本部・1署・2分遣所、職員数は83名で組織されています。

予防業務体制は、消防本部に予防課を置き、予防係・保安係にそれぞれに1名と課長の計3名の最少人数で、消防同意事務・危険物施設等の許認可事務・管内の火災統計事務・中規模以上の火災の原因調査事務・大規模な建物の査察及び違反処理を行っています。

事例紹介

今回紹介する事例は、長年にわたり改善の見られなかった重大違反対象物の違反処理に当消防本部として初めて取り組み、是正させたものです。

小規模消防本部の予防経験の浅い職員が、違反是正支援センター発行の「違反是正実務必携（現：消防予防概論第2巻防火査察）」をもとに違反処理を進めていきました。さらに、法律の解釈や手続等の不明な点は、弁護士相談事業を活用した確かなアドバイスを受けました。

違反処理事例の概要

当消防本部が、昭和57年から事務委託を受けた門川町にある複合用途（旅館・飲食店・住宅）防火対象物（以下、X旅館という。）で、委託当初から義務である消防用設備等（自動火災報知設備・誘導灯・消火器・防災物品）が設置されていないため、長年指導してきたが所有者に全く改善の意思が見られず、さらに、昭和60年代には暴力による立入検査の妨害もあった。その後も定期的に立入検査を実施し、消防用設備等の設置や防災規制等の指導を行ったが、是正されないまま時間だけが過ぎていた。

平成27年5月17日未明に発生した川崎市簡易宿泊所火災を受けて、同年5月22日に当消防本部予防課による立入検査を実施した。その際に



旅館、飲食店と住宅の複合用途防火対象物の外観

所有者に意思確認を行うと、「消防用設備等を付ける気は全くない」との返答であった。このままでは、利用者の火災による人命危険が大であり、併せて消防の不作为を問われかねないため違反処理を開始した。

防火対象物の概要

用途：(16)項イ 旅館・飲食店・住宅

構造・規模：木造一部鉄骨造瓦葺／地上2階建て

延床面積：782.92㎡

※公用申請書により、宮崎地方法務局延岡支局から建物登記事項の証明を受けた。

必要な消防用設備等：自動火災報知設備・誘導灯・消火器・防災物品

名宛人：X旅館の所有者A氏

※公用申請書により、所在地の門川町役場から、住民票・戸籍謄本の交付を受けた。

主な違反事項

- 防火管理業務適正執行義務違反（消防訓練未実施）
- 消防用設備等（自動火災報知設備・誘導灯）設置義務違反及び消火器未増設
- 防災規制違反（防災物品未使用）
- 火災予防条例違反（建物平面図の未提出）

警告書交付までの経過

- ①昭和57年から平成27年5月22日まで立入検査を10回実施

❌ 違反是正



平成27年6月30日 立入検査

- ②平成27年6月19日、名宛人及び建物登記確認のため、公用申請を門川町役場・宮崎地方務局延岡支局へ提出
 - ③平成27年6月30日、立入検査(日向土木事務所建築担当)・写真撮影(外観・内部証拠写真)
 - ④平成27年7月2日、警告書交付(対象物内)受領書に署名・捺印を求め回収
- ※履行期限は違反処理標準マニュアルを参考に3カ月後の平成27年10月1日とした。

警告書の内容

- ①消火器を旅館及び飲食店に設置すること(消防法施行令第10条第1項第2号)。
- ②自動火災報知設備を設置すること(消防法施行令第21条第1項第3号)。
- ③誘導灯を旅館及び飲食店に設置すること(消防法施行令第26条第1項)。
- ④旅館及び飲食店のカーテン、じゅうたん等は防火性能を有するものにする(消防法第8条の3第1項)。

警告書交付から命令の移行前に弁護士相談事業を活用

相談1 消防法第17条の4第1項(消防用設備等の設置命令)の規定に基づく命令を行い、履行期限後は、消防法第5条の2第1項(防火対象物の使用の禁止、停止又は制限命令)の規定に基づく命令へと違反処理を進めたいと考えています。違反処理の手順について問題がありませんか？ また注意事項等あればご教示ください。

回答 特に問題ははありません。違反処理標準マニュアル、または貴消防本部内で設けられている規定に沿って、進めていけばよいでしょう。

相談2 命令の事前手続として、聴聞または弁明の機会は必ず与えなければなりませんか？

回答 行政手続法第13条第2項に該当するときは必要ありません。今回、該当要件として遵守すべき事項が法的に明白であるので、消防法第17条の4第1項(設置命令)は、聴聞・弁明の機会を要しないと考えられます。消防法第5条の2第1項(使用禁止命令)は、設置命令よりも強い命令であり、受命者に明らかな不利益処分を科すため、弁明の機会を付与する方がよいと思われれます。

相談3 消防用設備等の設置命令の履行期限後、次の使用禁止命令書交付はどの程度の期間内に実施すればよいですか？

回答 法律上期間は定められていないと思います。履行期限内に履行されていなければ、次の命令への移行は可能でしょう。履行意思のないことが明確なのであれば、できるだけ早く次の段階に進む方がよいでしょう。

消防用設備等設置命令

〔実況見分〕平成27年10月1日を警告書の消防用設備等設置履行期限としたことから、平成27年10月2日、消防用設備等の設置状況について立入検査を実施し実況見分。消防用設備等(自動火災報知設備・誘導灯)の未設置を確認し、証拠写真を撮り実況見分調書を作成。

〔設置命令書交付〕平成27年10月7日に、X旅館内で命令書を交付し、受領書に署名・捺印。

〔標識設置〕 命令書交付後に、X旅館の主要な出入口3カ所に標識を設置。

命令内容：消防法第17条の4第1項に基づき、平成27年10月20日までに自動火災報知設備及び誘導灯を設置すること。

教示：この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して60日以内に日向市長に対し、審査請求をすることができる。

標識をはがされ警察に出動要請

平成27年10月9日13時40分頃、X旅館の前を車両で通過した際、飲食店入口の標識が剥がれていたため、A氏に事実確認したところ、自ら剥がしたことを認めたので警察に出動を要請したが、標識を剥がしただけで、破いたり捨てたりしてないので、公文書毀棄罪は適用されない(現場警察官談)。二度と剥がすことのないように指示するとともに再度、標識を設置した。

弁明の機会の付与

使用禁止命令を前に、平成27年10月21日に通知書を手交し、平成27年10月23日に当消防本部にて弁明の機会を付与した。弁明については、全てをICレコーダに録音し、後日文字起こしをした弁明記録調査を作成し、平成27年10月27日にA氏に読み聞かせを行い、署名・捺印のうえ受領書を回収した。

〔質問者〕 消防用設備等を設置しないことについて、考えていることがあれば述べてください。

〔弁明者〕 私が継いで50年程になります。東京等の火災で人が死ぬというのは雑居ビルだったと思うのですが、私の所は雑居ビルではありません。(消防用設備等の)見積書を取りましたが、私たちが支払える見積書ではありませんでした。金を儲けたら付けなければいけないと思っていますが、金は今のところないし、自分が食べていくので精一杯だからそこまで手が回りません。

防火対象物使用禁止命令書交付・標識設置

〔使用禁止命令書交付〕 平成27年10月26日に、X旅館内で命令書を交付し、受領書に署名・捺印。

〔標識設置〕 命令書交付後に、X旅館の主要な出入口3カ所に標識を設置。

命令内容：次に掲げる事項を履行するまでの間、旅館及び飲食店部分を使用しないこと。

- ①旅館及び飲食店部分に消防法令の基準に従い誘導灯を設置すること。
- ②当該防火対象物に消防法令の基準に従い自動火災報知設備を設置すること。

消防法に基づく命令についての審査請求

平成27年11月2日にA氏が日向市長に対し、審査請求書により、使用禁止命令の取消しを求めた。理由については、「今の経営状態では設置が厳しく、経営が順調になれば設置したい」というもの。

消防長が日向市長に弁明書提出

平成27年11月12日に日向市消防長(処分庁)が審査請求に対する弁明書を日向市長(行政庁)に提出する。

〔内容〕 審査請求の内容は正当性に欠けるので、審査請求を却下するよう求めた。

〔裁決書〕 平成28年1月4日、日向市長はA氏から提起された審査請求について「本件審査請求を棄却する」と裁決した。

処分取消請求事件

平成28年2月4日、A氏が日向市を被告として宮崎地方裁判所に、消防法第5条の2第1項の規定に基づく命令取消しの訴えを起こす。



当該防火対象物の出入口に標識を設置



証拠書類【甲第3号証】

〔内容〕平成27年10月7日付けの命令の取消しと、訴訟費用負担を求めたもの。

〔理由〕今まで事故は起こっていない。費用がない。東京と同じことを言われても無理。

第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状

平成28年3月10日上記書状が届く。

〔出頭〕平成28年4月27日午後1時15分(宮崎地方裁判所202号法廷)

〔答弁書提出期限〕平成28年4月20日

〔訴状の内容〕

- (1)私の旅館は雑居ビルではありません。
- (2)40年商売をやっていますが、人身事故は起こしたことはありません。

(3)予算の確保が出来次第、対応していくつもりです。

(4)数日の宿泊客のために都会並みのことを言われても無理があります。

答弁書提出

平成28年4月15日、日向市が上記提訴に対する答弁書を宮崎地方裁判所へ提出する。

〔内容〕原告の請求を棄却し、訴訟費用も原告負担とする判決を求める。

〔主張〕原告の取消理由は、消防用設備等を設置しない理由にはならず、到底容認できない。消防法違反の危険な状況を早期に解決するためにも、一刻も早く、原告の請求は棄却されなければならない。

第2回口頭弁論

平成28年5月25日午前10時から

原告A氏から、「防火設備について」という、証拠書類【甲第3号証】が提出された。

※誘導標識を掲げた写真を「誘導灯」、住宅用火災警報器を設置した写真を「火災報知機」と記載していた。

〔反省〕裁判所から上記の【甲第3号証】を受け取った時点で、反論していなかった点が、のちの判決の中で、事実誤認につながる(後述)。

〔処分取消請求事件〕判決

平成28年7月20日

- ①原告の請求を棄却する。
- ②訴訟費用は原告の負担とする。

〔裁判所の判断〕

証拠書類【甲第3号証】及び弁論によれば、原告が、平成28年3月ないし4月頃、自動火災報知設備等を設置した事実が認められる。しかしながら、仮に現時点において本件建物につき消防法令違反の事実が解消されていたとしても、このことが本件処分の適法性を左右するものではないから、原告の上記主張は採用できない。

以上によれば、原告の請求には理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決

する。

※裁判官が公判の中で、住宅用火災警報器を自動火災報知設備と、誘導標識を誘導灯と認めている点を訂正しなければならないことを顧問弁護士に相談する。

裁判所判断の事実誤認を本市顧問弁護士に相談

前記のとおり本市が勝訴しているが、裁判所の判断(消防用設備等の誤認)を訂正できないか本市顧問弁護士に相談したところ、勝訴しているので、1審判決を不服として控訴はできないとのこと。そもそも「判決に対する控訴は、判決文の主文に対して不服がある場合のみ控訴できる」という最高裁の判断がある。

相手方(A氏)の控訴を待って、それに合わせて本市からは、「処分は適法である。さらに自動火災報知設備・誘導灯を取り付けたとする1審の判断には明らかな事実誤認がある」と主張する。もし相手方が控訴しなかったら、裁判所の事実誤認を覆す手段はない、とのことであった。

A氏から、消防用設備等の設置状況の確認の依頼あり

A氏から平成28年7月29日午前中に、消防用設備等の設置状況を確認して欲しいとの依頼があり、同日午後X旅館に出向き、消防用設備等の設置状況を確認し写真撮影を実施する(のちの証拠写真)。

やはり、設置しているものは住宅用火災警報器であり、誘導標識も設置していなかった。さらに、部屋には宿泊者(連泊)のものと思われる私物が確認できた。

確認後に、A氏に口頭で「今付いているものは、消防用設備等(自動火災報知設備・誘導灯)ではありません」と説明するが、基準どおりの設備の設置は「できない」の一点張りであった。さらに、現在も4、5人宿泊している事実を認めた。※ICレコーダ録音し、のちの証拠として採集する。

これからの動き

控訴審と告発が同時進行する想定で、控訴の

答弁書を消防本部総務課で、告発状を消防本部予防課で任務分担して作成する。

※結果的に、告発と控訴審が同時進行することになった。

A氏が控訴

平成28年8月5日にA氏が、1審の判決を不服として、福岡高等裁判所宮崎支部に訴状を提出。

[控訴人] X旅館の所有者A氏

[被控訴人] 日向市 代表市長 十屋幸平

[控訴状の内容]

1. 原判決を取り消すこと。
2. 消防法第17条の4第1項の規定に基づく命令を取り消すこと。
3. 控訴費用は、1、2審とも被控訴人の負担とする。

[控訴理由]

1. 日向市消防本部が行った消防用設備等の措置命令は、裁量権の逸脱濫用があるから違法。
2. 改善を求める旨の通知等を何度かされているが、売上が減少し収入もなく金がないからできなかった。もう少し期間があれば改善できた。準備期間をくれなかったのは、裁量権の逸脱濫用にあたる。
3. 周囲には旅館業をしている施設があり、改善を求められているが改善されないまま営業している。自分の店だけ、狙い打ちされており憲法第14条の規定する平等原則に違反しており、裁量権の逸脱濫用にあたる。
4. 消防法第17条第1項に基づく措置命令は、解除すべきである。本件処分後、自動火災報知設備等の設置をしており、現在は命令を継続する根拠となる事実はない。

告発に向けて

平成28年7月29日、本市消防本部の各課長を参集し方針決定。告発に向けて日向警察署生活安全課と協議を進めることを確認。

平成28年8月1日、告発方針を本市総務課法務係、門川町総務課に情報提供。

違反是正

告発の証拠集め

平成28年8月12日午前8時30分、門川町総務課職員から、X旅館に県外中学校サッカー部が宿泊しているとの情報あり。

同日の午前11時頃に予防課・警察で、現地確認すると、X旅館の正面玄関に『歓迎〇〇中学校サッカー部御一行様』の立て看板を確認。A氏は外出中、宿泊者は既にチェックアウト済みであった。

同日の13時頃、門川町総務課職員から、「まだ、運動公園で練習試合をしているみたいです」との情報があり、予防課で出向し、練習試合中のサッカー部の監督と接見。一連の事情を説明し宿泊の領収書を確認させてもらい、領収書を借用し、近くのコンビニでカラーコピーして返却する。

※このコピーが有力な証拠となった。

告発状

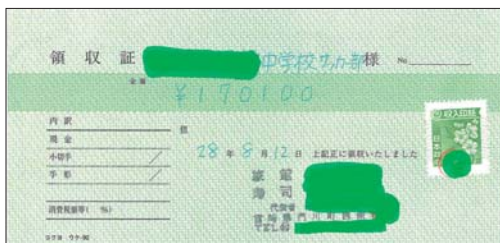
1. 告発人 日向市消防本部(日向市消防長)
2. 被告発人 X旅館の所有者A氏
3. 罪名及び適用法条項

消防法違反

- ・消防法第5条の2第1項(防火対象物使用禁止命令)
- ・消防法第17条第1項(消防用設備等の設置)
- ・消防法第39条の2の2第1項(罰則)

4. 告発事案(概要)

被告発人A氏が経営する旅館及び飲食店に、自動火災報知設備及び誘導灯が設置されておらず、火災が発生したならば人命に危険であるとして、消防用設備等を設置するまでの間、使用を禁止した命令を受けたにもかかわらず、当該施設を使用したものである。



領収書のコピー

5. 証拠となるべき資料

実況見分調書・ICレコーダ・質問調書・領収書コピー・未設置状況写真・判例解説(ホテルニュージャパン火災)・警告書・命令書等

6. 犯罪の情状

旅館は、夜間、不特定多数の者が宿泊し、しかも宿泊者は、通常、その内部に不案内であることから、旅館等の管理について権原を有する者である被告発人A氏は、火災等の災害の発生を未然に防止するとともに、火災等が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図る社会的責任を有しているといえる。

したがって、宿泊客の人命安全にかかわる消防法の規定については、これを遵守しこれに違反するところがある場合は、積極的に是正しなければならないにもかかわらず、消防機関の再三にわたる指導に従わなかったのみならず、消防法に基づく措置命令さえも履行せず、これを放置し使用していたことは、旅館という用途上の人命危険性を考えれば、法を無視するものとして極めて悪質である。

7. 処罰意思

本件については、火災等の災害発生時における宿泊者の人命安全にかかわるものであり、しかも被告発人の情状を考えると、これを放置することは公共の安全上許されないので、被告発人にその社会的責任を思念させるとともに、同業者に対する戒めともなり得るよう嚴重な処分をしていただきたい。

告発事案対象物への職員派遣の依頼

日向警察署生活安全課から、告発事案の捜査(ガサ入れ)を行うために、当市以外の第三者の立場の消防機関に、消防設備の未設置が確認できる職員の協力を要請してきたので、隣接する延岡市消防本部予防課に、立会いを依頼する。

告発事案の捜査

平成28年11月1日午前7時20分に、X旅館を捜査開始。

延岡市消防本部予防課2名が、指摘する消防

用設備等（自動火災報知設備・誘導灯）の未設置箇所を、A氏立会いのもと警察官が写真撮影し証拠として採集する。

※警察官が数日間、張込みしA氏が仕入れから帰ってくる時間を特定し、この時間に突入することに決定。

A氏が行った処分取消請求控訴事件の判決

平成28年12月14日判決言渡し

主文

1. 本件控訴を棄却する。
2. 控訴費用は控訴人の負担とする。

※当裁判所の判断（概要）

控訴人に対して、相当期間にわたって繰り返し改善を求めていた。本件処分は平等原則に違反していない。本件処分後に消防法令違反の事実が解消されていたとしても、処分の適法性は左右されない（なお、控訴人が設置したと主張する自動火災報知設備は、法令の基準に従った自動火災報知設備に該当せず、自動火災報知設備を設置していない事実が認められるから、本件処分の取消しを求める訴えの利益が失われるものではない）。

※1審での事実誤認を認めてもらい、本市消防本部の全面勝訴となる判決であった。

A氏への処分通知

平成28年12月28日付けで延岡区検察庁からA氏に、消防法違反に対し起訴（略式請求）処分が下される。

※起訴を受けて簡易裁判所送り。

A氏へ罰金刑通知

平成29年1月11日、A氏に延岡簡易裁判所において罰金20万円に処する命令が下される。

改善に向けての動き

平成29年4月5日 A氏から、「消防用設備等着工届出書」（自動火災報知設備・誘導灯）が提出される。

平成29年4月17日 A氏から、「消防用設備等



設置届出書」（自動火災報知設備・誘導灯）が提出される。

平成29年4月18日 「消防検査」（自動火災報知設備・誘導灯）を実施し、検査合格

平成29年4月19日 「消防用設備等検査済証」（自動火災報知設備・誘導灯）交付

平成29年4月19日 「命令解除通知書」を手交し、標識撤収（旅館入口3カ所・役場掲示板）

平成29年4月19日 「違反処理完了報告書」日向市長・門川町役場へ違反処理が完了した旨を報告し、一連の違反処理を完了する。

まとめ

当消防本部のような小規模消防本部でも、マニュアルや弁護士等のアドバイスを受けながら違反処理を実施し、消防法違反の危険な状態であったX旅館に、自動火災報知設備・誘導灯を設置させたことは、利用者の安全・安心を考えると大変意義深いものがあったと思います。

X旅館の所有者であるA氏も、万が一火災を発生させたとしても、自動火災報知設備が早期発見し大火に至らなければ、幸いなことと気づくはずです。

この違反処理を実施したことで、目に見えない火災による犠牲者を守ったと考えれば、予防冥利に尽きると思います。

管内には、他にも違反対象物が残っていますが、今回の経験を糧に、これからも国民の安全・安心のために、邁進してまいります。